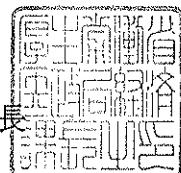




医政経発第 1201004 号
薬食血発第 1201002 号
平成 18 年 12 月 1 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局経済課長



厚生労働省医薬食品局血液対策課長



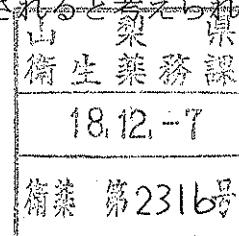
乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチンについて

乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン（以下「狂犬病ワクチン」という。）については、国家備蓄分は数量が限定されており、通常、市中庫分により供給されているところである。

今般、狂犬病ワクチンの需要が増加している状況となっていることを踏まえ、狂犬病ワクチンの接種が必要とされる者に円滑に接種できるよう、下記の事項につき、貴管下関係者に対して周知を図るとともに適切な対応をお願いする。

記

1. 医療機関において予防等に使用するために狂犬病ワクチンを入手する場合は、基本的には、卸売販売業者を通じて市中庫より注文すること。ただし、緊急を要する患者等の発生により限定的な数量で国家備蓄分の供給を必要とする場合においては、医療機関は、都道府県の担当課に連絡し、都道府県から厚生労働省への連絡に基づいて国有狂犬病ワクチンの供給を受けることができる。
2. 平成 18 年 11 月 30 日現在の在庫量については、市中庫が約 1 万本存在している。
3. 昨年の市中への出荷本数の納入実績は、月平均で約 3 千本であったところ、平成 18 年 11 月は 1 ヶ月で約 6 千本が出荷されたところである。さらに、平成 19 年 1 月末以降は、約 1 万 7 千本が追加的に出荷されることから、仮に一時的な在庫減が見られることとなった場合でも、程なく供給は確保されると考えられること。



4. 都道府県は、卸売販売業者に対して、医療機関に対する正確な在庫情報の提供に努めるよう要請すること。
5. 都道府県は、製造販売業者等及び卸売販売業者に対して、在庫が不足した場合における不足分については、製造販売業者等及び卸売販売業者との在庫の融通等を速やかに行うことにより、需給の混乱の回避に努めるよう要請すること。
6. 狂犬病ワクチンの管内在庫が不足傾向にある都道府県においては、管内の市区町村、医師会、医療機関、製造販売業者等及び卸売販売業者等と緊密に連携し、例えば次のような取り組みを通じ、希望する住民が円滑に接種を受けられるよう対応すること。
 - (1) 医療機関や製造販売業者等及び卸売販売業者の在庫量を調査し、その後の当該地域における狂犬病ワクチン需要量を考慮した上で、関係者の協力により、狂犬病ワクチンの融通を図ること。
 - (2) 地域住民から接種可能医療機関に関する問い合わせがあった場合には、貴管下市区町村と連携して本庁担当部署、保健所等において適切に相談に応じること。
7. 都道府県は、管内在庫が不足している等の情報を入手した場合は、速やかに、厚生労働省医薬食品局血液対策課情報企画係まで連絡すること。